

平成 2 8 年 度

教 育 委 員 会 定 例 会 (1月) 議 事 録

四條畷市教育委員会事務局

教 育 委 員 会 定 例 会

1 平成29年1月25日(水)午前10時00分 四條畷市役所東別館201会議室において、教育委員会定例会を開催する。

## 2 出席委員

教 育 長	森田 政己
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	大村 民子
委 員	原 知雅
委 員	吉田 知子

## 3 事務局出席者

教 育 部 長	坂田 慶一	地 域 教 育 課 長	杉本 一也
教育部次長兼教育環境整備室長兼課長	西口 文敏		
教 育 総 務 課 長	阪本 律子	学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	林 雅弘
学 校 教 育 課 長	芝田 孝人	図 書 館 長	永野 国広
教育環境整備室上席主幹 兼学校教育課人権教育・ 教科指導担当課長	河上 弘子	公 民 館 長 兼 主 任	勝村 隆彦
教 育 環 境 整 備 室 上 席 主 幹 兼 主 任	谷口 隆史		
		教 育 総 務 課	織田 紗樹

## 4 議事録作成者

教 育 総 務 課 織田 紗樹

## 5 付議案件

議案 第1号	四條畷市立なわてふれあい教室条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
議案 第2号	第2次四條畷市立公民館振興計画について
報告 第1号	四條畷市教育委員会における公の施設に係る指定管理候補者の選定結果について
報告 第2号	第2次四條畷市識字基本計画(原案)意見公募手続きの実施について

森田教育長	只今から、1月の教育委員会定例会を開催いたします。
森田教育長	<p>それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、会議録署名者の指名を行います。</p> <p>本日の会議録署名者は、山本職務代理にお願いいたします。</p>
森田教育長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第1号 四條畷市立なわてふれあい教室条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、事務局から本件の内容説明を願います。</p>
杉本地域教育課長	はい。
森田教育長	はい、杉本地域教育課長、お願いします。
杉本地域教育課長	<p>議案第1号 四條畷市立なわてふれあい教室条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。平成29年度からなわてふれあい教室の時間外利用を開始するにあたり、四條畷市立なわてふれあい教室条例施行規則の一部を改正する規則を制定するため、議決を求めるものです。</p> <p>提案理由といたしましては、平成29年度からなわてふれあい教室の時間外利用を開始するにあたり、四條畷市議会12月定例会にて、四條畷市立なわてふれあい教室条例の一部改正について議決されたことから、四條畷市立なわてふれあい教室条例施行規則についても一部改正いたしたく、本案を提案いたしました。</p> <p>概要につきましては、時間外利用料金の減免は、利用料の減免を準用するが、減免6割の額、及び4割の額とあるのは半額とする。また、施行予定日は平成29年4月1日とさせていただきます。</p> <p>新旧対照表で大きく変わったところは、第8条 利用料の減免につきましては、条例第9条第2項第1号、こちらは通常の利用料となっておりますのは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減免するものでございます。また、利用料の6割、4割の後に額を追記いたしました。そして、第7項の第4号、時間外利用料の減免については、6割の額、4割の額というのを半額といたします。</p> <p>旧の方の、第9条、第10条、利用時間及び休業日につきましては、条例の方に定められておりますので、規則の方からは削除しております。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。</p>
森田教育長	本件につきまして、質疑等ございましたらどうぞ。
森田教育長	質疑等がないようですので、ここでおはかりいたします。

議案第1号 四條畷市立なわてふれあい教室条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

森田教育長

異議がないようですので、議案第1号については原案のとおり可決することに決しました。

森田教育長

次に、議案第2号 第2次四條畷市立公民館振興計画について、事務局から本件の内容説明を願います。

勝村公民館長

はい。

森田教育長

勝村公民館長、どうぞ。

勝村公民館長

議案第2号 第2次四條畷市立公民館振興計画についてでございます。平成25年度に策定した四條畷市立公民館振興計画【後継計画】を改定し、第2次四條畷市立公民館振興計画を策定するため、議決を求めるものでございます。

提案理由としては、四條畷市立公民館振興計画【後継計画】の目標年次が終了したことから、四條畷市立公民館運営審議会に新たな振興計画の諮問を行い、答申を得てとりまとめた別紙計画(案)を、第2次四條畷市立公民館振興計画として策定するため、本案を提案いたしました。

計画書をご覧ください。策定の経緯といたしましては、前回の計画が平成27年度に目標年次を迎えたことから、新たに公民館の実情に合わせた形で将来像や活動の方針など展望を示し、進んでいくべき方向を定めるために本案を策定するものでございます。

計画の策定にあたりましては、公民館運営審議員のご協力を得ながら進めさせていただきました。昨年2月から公民館運営審議会において協議を始め、4月には勉強会を2回ほど行いまして、積極的に審議をし、原案を策定いたしました。そして10月にパブリックコメントを実施し、12月19日に再度、公民館運営審議会において審議し、1月16日に答申を頂きました。そして、第2次四條畷市立公民館振興計画(案)を策定いたしました。

計画の内容といたしましては、基本的な部分については社会教育法の趣旨に沿っています。社会教育法というと、実際の生活に即する教育・学術及び文化に関する事業を行い、もって生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。それらを念頭におきながら、また、中央教育審議会の生涯学習文化会で示されておりますように、地域の住民のサークル活動に対する支援を行っていくというような内容になっております。このことについては、基本理念で謳っております。

	<p>今回新たな取り組みといたしましては、重点項目にも掲げてありますとおり、基本理念同様、コミュニティづくりや繋がりを目標におくのはもちろんのこと、郷土の自然や歴史を生かした四條畷らしさ、四條畷ならではの事業の展開を目標としております。詳細については、活動計画に記載しておりますとおり、自然や歴史を生かした事業や芸術文化に触れ親しむ事業、趣味や教養を広げる事業などを新たに、また、引き続き進めるとともに、サークル活動の支援を行ってまいります。更に、識字日本語教室の推進、とりわけ公民館が担っている日本語教室におきましては、日常の生活の中で読み書きなどで困っている外国人等の言葉の駆け込み寺となっております。このようなことから、安定した運営を図るよう努めるとともに、識字日本語ボランティアの養成講座など開催して講師のスキルアップ並びに活性化を図っていきたいと思っております。</p> <p>これら事業を進めながら、背伸びをせず四條畷の公民館の実情に合わせたかたちで公民館が市民の皆様が集まり・学び・繋ぐ拠点となり、夢と希望に溢れ人づくり、地域づくりが実現できるよう進めていきたと考えております。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。</p>
森田教育長	本件につきまして、質疑等ございましたらお願いいたします。
山本職務代理	はい、よろしいでしょうか。
森田教育長	山本職務代理、どうぞ。
山本職務代理	パブリックコメントの意見で特に重要視された意見はありますか。もう1点、日本語教室は活力あるボランティアの方々によって運営されていますが、実際にどれくらいの外国人の方で来られていますか。また、ボランティアの方は何名いらっしゃいますか。
勝村公民館長	<p>パブリックコメントにつきましては、実施しましたが、ご意見等はありませんでした。この計画が認めていただけたということだと理解しております。</p> <p>日本語教室の外国人の方は、大体年間で100人は来られています。現在は20人ぐらい、木曜日は昼間で10人ぐらい、金曜日は夜で20人ぐらいおります。講師の方も大体20人ぐらいおられて、マンツーマンで指導ができています。ただ、講師の方も高齢化で辞められる方もいらっしゃいますので、また新たな養成講座を開いて新しい方も来ていただけるようなかたちでは進めております。</p>
森田教育長	他に、質疑等ございましたらお願いいたします。

森田教育長	<p>それでは、質疑等がないようですので、ここでおはかりいたします。          ここでおはかりいたします。議案第2号 第2次四條畷市立公民館振興計画について、原案のとおり可決することに異議ございませんか</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
森田教育長	<p>異議がないようですので、議案第2号については原案のとおり可決することに決しました。</p>
森田教育長	<p>次に、報告第1号 四條畷市教育委員会における公の施設に係る指定管理者の指定について、事務局から本件の内容説明を願います。</p>
杉本地域教育課長	<p>はい。</p>
森田教育長	<p>杉本地域教育課長、どうぞ。</p>
杉本地域教育課長	<p>報告第1号 四條畷市教育委員会における公の施設に係る指定管理者の指定について、四條畷市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条第1項の規定により、平成28年8月29日に開催した四條畷市教育委員会指定管理者選定・評価委員会で審査・選定した1施設の指定管理者について、下記の候補者を指定管理者に指定すべく、四條畷市議会12月定例会へ議案を上程したところ、平成28年12月15日の本会議において議決され、平成28年12月21日付けで告示を行うとともに、下記の指定管理者へ通知しましたのでご報告いたします。</p> <p>四條畷市立教育文化センターの指定管理者でございますが、阪奈エンタープライズ株式会社で、指定期間につきましては平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間となっております。以上でございます。</p>
森田教育長	<p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p>
森田教育長	<p>質疑等ないので、次の議題に移ります。          報告第2号 第2次四條畷市識字基本計画（原案）意見公募手続きの実施について、事務局から本件の内容説明を願います。</p>
杉本地域教育課長	<p>はい。</p>
森田教育長	<p>杉本地域教育課長、どうぞ。</p>
杉本地域教育課長	<p>報告第2号 第2次四條畷市識字基本計画（原案）意見公募手続きの実施についてでございます。平成21年度に策定した四條畷市識字基本計画の計</p>

<p>森田教育長</p> <p>森田教育長</p>	<p>画期間の終了を迎えたことから、四條畷市識字意見聴取会にて意見聴取を行いとりまとめた別紙計画原案について、意見公募手続きを実施することを報告するものでございます。</p> <p>第2次四條畷市識字基本計画（原案）でございますが、第1次策定以降の国・府・市の取り組み内容の修正を行いました。2ページから5ページに、計画の改正にあたっての項目を追記し、識字施策の取り組みの成り立ちや方向性など、この項目を読めば計画の必要性や課題など全体的な考え方が理解できるよう内容を取りまとめております。また、重点施策として、公用文書等のふりがな表記の基準の取り組みを推進することや障がいのある人及び外国籍及び外国にルーツをもつ児童、生徒への施策については、単に読み書き言葉の問題だけでなく、生活に関する課題等についても関係課と連携し、必要な支援を行うことを掲げております。</p> <p>今後の流れといたしましては、2月1日から28日までパブリックコメントを実施し、いただいた意見を反映するとともに、第1次の基本計画同様、市内の識字、日本語教室の取り組み内容を分かりやすく伝えることや市の職員等の取り組みに写真を掲載する等コラムとして掲載をいたします。その他資料編といたしまして、識字基本計画等の進捗状況、意見聴取会会長である岩槻知也さんより日本における識字教育の執筆や識字、日本語教室の現況や識字に関する統計資料、関連する設置要綱等を掲載する予定です。以上、ご報告させていただきます。</p> <p>本件について、質疑等ございましたらどうぞ。</p> <p>それでは、以上で、本日予定している案件の審議は、すべて終了しました。これもちまして、定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。</p>
---------------------------	--

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年2月22日

四 條 畷 市 教 育 長                      森 田 政 己

四條畷市教育委員会 委 員              山 本 博 資